

1. 通知について

(1) 郵便

	費用	特徴
普通郵便	<ul style="list-style-type: none"> ・手紙 定形郵便物: 25gまで80円、50gまで90円 ・はがき 全国一律で、1通50円 	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便ポストや郵便窓口に出出できる。配達方法は郵便受箱に配達。受領印やサインは必要ない。 • 日曜・祝日は配達しない。 • 追跡バーコードが付いておらず追跡サービスはないので、いったん差し出すと郵便物がどこにあるのか探すのは困難。 • 紛失や毀損しても、補償は全く無い。
一般書留	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金＋書留の加算料金420円(損害要償額10万円まで) 	<ul style="list-style-type: none"> • 引き受けから配達までの送達過程を記録し、万一、郵便物等が壊れたり、届かなかった場合に、実損額を賠償する。 • 日曜・祝日も配達する。
特定記録	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金＋160円 	<ul style="list-style-type: none"> • 引き受けを記録するため、郵便物等を差し出した記録を残せる。 • 追跡サービスがあり、インターネット上で配達状況を確認できる。 • 配達方法は郵便受箱に配達。受領印やサインは必要ない。 • 日曜・祝日は配達しない。 • 損害賠償の対象とはならない。
配達証明郵便	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金＋書留の加算料金＋配達証明の加算料金300円 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般書留郵便物等を配達した事実を証明する。 • 郵便物等の実際の受取人が誰であることを証明するものではない。 • 一般書留とする必要がある。

(1) 郵便(料金割引の例)

	費用	割引条件
広告郵便物	<p>同一の差出人から差し出される場合。 差出の都度割引(1回の差出通数に対する割引率)</p> <p>2,000通～:15%割引</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>100万通～:40%割引</p>	<ul style="list-style-type: none"> • あらかじめ、承認請求書に印刷物の見本を添えて取扱事業所に提出し、承認を受ける必要がある。 • 手紙又ははがきのうち、請求者自身の「商品の広告」、「役務の広告」、「営業活動に関する広告」を目的とし、同一内容で大量に作成された印刷物を内容とするもの。 • 形状及び重量が同一の郵便物を同時に2,000通以上差し出す。 • あらかじめ、送達に3日程度または7日間程度の余裕を持たせることを承諾する必要がある。
一般書留 単割300	1通当たりの割引額:20円	<ul style="list-style-type: none"> • 同一差出人から取扱いが同一のものを同時に300通以上差し出す。 • 料金別納、料金後納、料金計器別納のいずれかで料金を支払う。 • バーコードにより郵便物等に引受番号を表示する。 • 書留郵便物等の受領証等を作成する。
特定記録 単割300	1通当たりの割引額:20円	<ul style="list-style-type: none"> • 同一差出人から取扱いが同一のものを同時に300通以上差し出す。 • 料金別納、料金後納、料金計器別納のいずれかで料金を支払う。 • バーコードにより郵便物等に引受番号を表示する。 • 特定記録郵便物等の受領証等を作成する。
配達地域指 定郵便物(タ ウンメール)	<p>25gまで:27円</p> <p>50gまで:40円</p> <p>100gまで:53円</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 指定した地域の全戸に郵便物を届ける。 • 同一差出人に限る。 • 手紙(定形・定形外)に限る。 • 同一の郵便区内のみにおいてその引き受けおよび配達を行うものに限る。 • 12月15日から翌年1月14日までの間は、取り扱いできない。 • これと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により配達をする、特別な取り扱いをすることの承諾をする必要がある。

(1) 郵便(第三種郵便物)

	概要
費用	<p>定量以外の第三種郵便物:50gまで60円、50gを超えるもの50gまでごとに8円増</p> <p>※心身障害者用低料第三種郵便物</p> <p>毎月3回以上発行する新聞紙:50gまで8円、50gを超えるもの50gまでごとに3円増</p> <p>上記以外のもの:50gまで15円、50gを超えるもの50gまでごとに5円増</p>
承認条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎年4回以上、号を追って定期的に発行するものであること。 2. 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。 3. 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。 <p>※1回の発行部数の80%以上を有料で発売していることが必要。</p>
承認の対象とならない刊行物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会報、会誌、社報その他団体が発行するもので、その団体又は団体の構成員の消息、意見の交換等を主たる内容とするもの。 2. 広告(法令の規定に基づき掲載されるものを除く)が全体の印刷部分の100分の50を超えるもの。 3. 1回の発行部数が500部に満たないもの。 4. 1回の発行部数に占める発売部数の割合が100分の80に満たないもの。 5. 定価を付していないもの(定価を付してあっても事実上発売の形跡のないものについても同様)。 <p>※社会通念上公共性が高いと判断される事項を内容とする広告で、国等が行う広告(国、地方公共団体及び特別の法律をもって設立された法人が行う広告であって、事業として行う物品の販売及び役務の提供に関する事項を内容とするもの以外)は、第三種郵便物の広告には該当しない。</p>
承認請求手続	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承認請求の受付支店 発行所の所在地の配達を受け持つ郵便事業会社の支店(併設する郵便局を含む)。 2. 提出書類 ア 第三種郵便物承認請求書:1部 イ 定期刊行物の発行状況及び発売状況報告書:1部 ウ 最近発行の刊行物見本(承認請求中は発行の都度):2部
審査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承認請求中の審査は、郵便審査事務センターで行う。 2. 審査は、第三種郵便物承認請求書、定期刊行物の発行状況及び発売状況報告書、定期刊行物の見本及び提出資料に基づいて行う。 3. 定期刊行物の条件として、定期刊行物が定期的に発行されているかどうかを審査。

(2) 信書便制度について

	概要
信書便制度	<ul style="list-style-type: none">平成15年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となった。事業の開始には許可等が必要であり、許可を受けた事業者が信書便輸送の役務を提供することができる。信書に該当するのは、手紙、請求書、証明書、ダイレクトメール等。信書便事業の種類として「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類がある。<ul style="list-style-type: none">(1) 一般信書便事業(全国全面参入型): 長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で、重量250g以下の信書便物を全国均一料金で国内において送達する役務を必須として、すべての種類の信書便の役務を取り扱うことができる事業。(2) 特定信書便事業(特定サービス型): 一定の条件(大きさ及び重量、送達時間、料金)の下で創意工夫により多様なサービスを提供。<ul style="list-style-type: none">①長さ・幅・厚さの合計が90cm超、又は重量が4kg超の信書便物を送達するもの。②3時間以内に信書便物を送達するもの。③料金の額が1,000円超の信書便物を送達するもの。平成22年11月時点で、一般信書便事業者は該当なし。特定信書便事業者は339者。

2. 公告について

(1) 官報

	特徴
官報公告	<ul style="list-style-type: none">消費者庁として掲載する場合は、特段経費は不要（一般企業、特殊法人等は有料）。独立行政法人国立印刷局がインターネット版官報を提供しており、直近30日間分の官報（本紙、号外、政府調達等）を無料で見ることができる。直近30日間以上前の官報の閲覧については、有料の会員制サービス「官報情報検索サービス」で検索できる。

(参考) 官報公告掲載料金

特殊法人・地方公共団体：各種公告1行918円(税込) (注) 1. 1行は22文字詰め。
会社関係：各種公告1行2,854円(税込) 2. 1枠の大きさは、1段6分の1(2.9cm×6.1cm)。
枠付：普通1枠29,563円(税込)
ページ指定1枠39,757円(税込)

(2) 新聞広告(日本経済新聞)

(『日本経済新聞社 広告掲載案内』(<http://adweb.nikkei.co.jp/paper/ad/index.html>)を基に消費者庁作成。)

	費用
一面(15段) (380.0mm×512.5mm)	20,400,000円(税別)
3段 (380.0mm×100.5mm)	4,572,000円(税別)
突き出し (52.5mm×66.5mm)	579,000円(税別)
指定料(社会・文化面など)	スペース料金の15%

(3) テレビCM

(『日本テレビ 広告ガイド』(<http://www.sales-ntv.com/index.html>)を基に消費者庁作成。)

	特徴
効果	<ul style="list-style-type: none">番組の視聴率でCM視聴者数の拡大を図ることができる。番組の特性や時間帯を基に、目的とする訴求対象へ効率よくアプローチすることができる。
種類	<ul style="list-style-type: none">タイムCM: 個別の番組を提供し、その番組に含まれるCM枠内で放送される広告。セールスの最小単位は30秒で、期間は6ヶ月が基本。スポットCM: 番組とは関係せずに指定の時間に放送される広告。番組に関係なく、局が定める時間に挿入されるCM枠内で放送する。セールスの最小単位は15秒で、放送期間を自由に設定できる。
費用	<ul style="list-style-type: none">広告料金その他、出演料、映像制作費等のCM制作費が別途必要。

(4) ラジオCM

(『社団法人 日本民間放送連盟』(<http://nab.or.jp/index.php?RadioData>)を基に消費者庁作成。)

	特徴
効果	<ul style="list-style-type: none">自宅内・車の中・仕事場等、幅広い年代から生活の中の様々なシーンで聴かれる。テレビCMの認知率を押し上げる効果がある。
種類	<ul style="list-style-type: none">テレビCMと同様に、タイムCMとスポットCMがある。
費用	<ul style="list-style-type: none">広告料金その他、台本作成費、スタジオ使用代、ナレーター等のCM制作費が別途必要。

3. その他

(1) 政府広報

(内閣府『政府広報オンライン』(<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/index.html>)を基に消費者庁作成。)

	概要
ラジオ番組	<ul style="list-style-type: none">放送時間25分。FM東京の放送時間は金曜日の16:30～16:55。その他地域は土日の7:30～9:30の間に放送開始。全国の放送局で放送される。制度の概要や訴訟の詳細等について、担当者が解説することが可能。
新聞広告	<ul style="list-style-type: none">突き出し広告(新聞第1面、または社会面の小スペースを使った広告)や記事下広告(記事の下段の広告スペースを使った広告)を実施。全国紙及び地方紙に掲載。
新聞折込広告	<ul style="list-style-type: none">写真、イラスト、図表等を用いて分かりやすく提供。タブロイド判 4ページ。
雑誌広告	<ul style="list-style-type: none">広告内容にあわせて女性誌やビジネス誌、週刊誌等に掲載。
中吊り広告	<ul style="list-style-type: none">全国70社の交通各社において掲載。
スポットCM	<ul style="list-style-type: none">15秒、30秒、60秒のバージョンがある。
政府インターネットテレビ	<ul style="list-style-type: none">政府インターネットテレビのサイトにおいて、動画で最新トピックや各種取組を紹介。携帯動画プレイヤーで動画をダウンロードし持ち運びが可能。

(2) 選挙公報(衆議院議員選挙の小選挙区選挙の場合)

	概要
はがき	<ul style="list-style-type: none">• 郵送代金は公費負担。• 候補者一人につき3万5千枚。届出政党は2万枚×当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者数以内。
ビラ	<ul style="list-style-type: none">• 作成費用は公費負担。• 候補者一人につき2種類以内、7万枚。届出政党は届出候補者に係る選挙区ごとに4万枚以内。
ポスター	<ul style="list-style-type: none">• 作成費用は公費負担。• 届出政党は、1,000枚×当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者数。
新聞広告	<ul style="list-style-type: none">• 掲載料は公費負担。• 候補者は同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中5回掲載。届出政党は当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者数に応じて回数が定められている。
政見放送	<ul style="list-style-type: none">• 放映料は公費負担。• 当該都道府県における届出候補者を有するすべての候補者届出政党に対して、同一放送設備を使用することとし、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数に応じて放送時間が定められている。

(3) 不動産競売の通知・公告等

【通知】

- 入札期間等の通知: 利害関係人等に対して、一般的には普通郵便により行われている。
- 通知書の記載内容: 事件当事者・入札期間・開札期日・売却決定期日・売却基準価額に関する情報等。

【公告等】

- 入札期日の2週間前までに公告が行われる。公告等に要する費用は執行費用となる。
- 公告・公示の方法

	方法	概要
公告	裁判所の掲示板	● 公告書が、競売をする裁判所の掲示板、その他裁判所内の公衆が見やすい場所に掲示される。
	日刊新聞紙	● 公告事項の要旨が、日刊新聞紙(朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞などの全国紙(地域版)や各裁判所管内の地方紙)に、期間入札に付した都度掲載される。
公示	情報誌	● 公告事項の要旨が、「不動産競売物件情報」や「週刊住宅情報」などの民間情報誌に、期間入札に付した都度掲載される。
	インターネット(東京地方裁判所のインフォメーション ²¹)	● 手続、書式や入札に関する情報等を入手できる。
	不動産競売物件情報サイト (Broadcast Information of Tri-set system 通称「BIT」)	● 各執行裁判所が運営するサイトで、各裁判所の不動産競売物件についての情報を提供している。 ● 入開札情報、手続案内及び過去の競売における売却データの分析機能等を提供しているほか、公告事項の要旨及びいわゆる3点セット(物件明細書、現況調査報告書、評価書)の内容に関する情報をダウンロードして閲覧・印刷することができる。